

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|--------------------------------|
| 1 | 1号機 | 定期事業者検査のうち監視機能健全性確認検査の検査成績書において、手順書等の一部未添付が認められたため、対応検討 | C | |
| 2 | 1号機 | 主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（B）カップリング側軸受油補給器に油面下降が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | D | |
| 3 | 1号機 | サービス建屋換気空調系排風機（B）ファンベルトに亀裂（4本中2本）が認められたため、当該ベルトを交換 | D | |
| 4 | 2号機 | 原子炉補機冷却系所内ボイラ（A）サンプリングクーラー冷却水出口弁にグランドリーク（1滴／3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 制御棒駆動水ポンプ室局所空調機ファンベルトカバー固定用ボルトに外れ（4箇所中2箇所）が認められたため、当該ボルトを取付 | D | |
| 6 | 3号機 | 原子力安全基盤機構（JNES）より主要弁検査の安全管理審査において、検査要領書記載の体制図（計画）と成績書記載の体制図（実績）の記載形式に不整合があるとの指摘を受けたため、対応検討 | C | |
| 7 | 3号機 | 所内ボイラ空気配管入口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 8 | 3号機 | 原子炉建屋4階原子炉再循環系MGセットエリア上部の照明器具取付金具に外れが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 燃料プール冷却材浄化系プール水排水元弁点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該部を修理 | C | H20年11月19日再審議にてグレード変更 D → C |
| 10 | 4号機 | 循環水ポンプ（A）検出配管洗浄用電磁弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 11 | 5号機 | 廃棄物処理系廃液ろ過器処理水入口安全弁点検において、弁体及び弁座に損傷が認められたため、当該弁を交換 | C | |
| 12 | 6号機 | 第1給水加熱器（A）抽気入口逆止弁駆動部等（14台）点検において、弁開閉制御用電磁弁（10台）及びエア一切替弁（10台）よりエアリークが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 13 | 6号機 | 原子炉再循環系MGセット補機冷却系サージタンクドレン弁にシートパス（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 14 | 6号機 | 主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（C2）入口圧力計計装配管に亀裂（2箇所）が認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |
| 15 | 集中環境施設 | 高温焼却炉主燃焼室バーナ燃料流量調節弁のフィルタレギュレータ部にエアリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで